

令和元年9月4日

難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ

障害福祉サービス等について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付・補装具）

訪問系

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う

日中活動系

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

訓練系・就労系

補装具費の支給

身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の購入等に係る費用を支給

介護給付

訓練等給付

※ 障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、サービス毎に利用の際のプロセスが異なり、介護給付の利用に当たっては、別途、障害支援区分の認定が必要となる。

※ 補装具費の支給にあたっては、身体障害認定基準と同等の障害を有していることが必要となる。

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の検討にあたっては、「障害者総合支援法対象疾病検討会」(H26.8.27設置)において、指定難病の検討等を踏まえ、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。
- 直近では、令和元年5月17日に開催した第7回障害者総合支援法対象疾病検討会において、対象疾病を359疾病から361疾病に見直す方針が取りまとめられ、令和元年7月1日より適用となった。
- 見直しの際には、地方自治体の障害保健福祉主管部局・衛生主管部局に対する周知を始め、大学病院や独立行政法人国立病院機構などの全国の医療機関、公益社団法人日本医師会に対しても周知を行っている。